第６５号議案

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和８年９月２日提出

蒲郡市長　　鈴　木　寿　明

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

準法定事務の情報連携開始に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市個人番号の利用に関する条例（平成２７年蒲郡市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th></tr>
<tr><td>１　市長～
１０　市長</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表第２（第３条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th></tr>
<tr><td>１　市長</td><td>生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td>２　市長～
１１　市長</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表第２（第３条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr>
<tr><td>１　市長</td><td>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置</td><td>医療保険各法（健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

						に関する事務であって規則で定めるもの	７３号）、私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）をいう。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・

							就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和６０年法律第３４号附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）

							その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当の支給に関する情報、介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関す

						る情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
１　市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律に準じて行う特別障害者手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住	２　市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律に準じて行う特別障害者手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者	

		民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの			手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
２　市長～	（略）		３　市長～	（略）	

5　市長			6　市長		
6　市長	蒲郡市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は医療保険各法（健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）、国民健康保険法	7　市長	蒲郡市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		（昭和３３年法律第１９２号）又は地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）をいう。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの			
７　市長・ ８　市長	（略）		８　市長・ ９　市長	（略）	
９　市長	蒲郡市精神障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	１０　市長	蒲郡市精神障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は医療保険給付関係情報であ

			律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			って規則で定めるもの
１０　市長	高齢者の医療の確保に関する法律に準じて行う後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、障害者自立支援給付関係情報、介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は医療保険給付関係情報であって規則で	１１　市長	高齢者の医療の確保に関する法律に準じて行う後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、障害者自立支援給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	

		定めるもの			

附　則

この条例は、公布の日から施行する。